

旭川市事業系古紙回収協力店制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旭川市内の事業者から排出される資源化可能な古紙を資源化施設に誘導するため、古紙を受け入れる事業者を旭川市事業系古紙回収協力店（以下「協力店」という。）として登録し、その利用を広く排出事業者に周知することにより、古紙の減量・資源化を図ることを目的とする。

(登録の対象)

第2条 この要綱により登録を受けることができる者は、旭川市内にある事業所で、次の各号に掲げる資源化可能な古紙の受入れを行い、かつ、次条に定める登録基準を満たすものとする。

- (1) 新聞（折込チラシなどを含む）
- (2) 雑誌（カタログ、ノート、パンフレット、書籍などを含む）
- (3) OA紙（コピー用紙）

(登録基準)

第3条 協力店として市長が登録する基準（以下「登録基準」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に所在する事業所であること。
- (2) 持ち込まれた古紙を古紙卸売業者等に適正に引き渡すこと。
- (3) 古紙の持ち込み事業者から、処理料金等を徴収しないこと。
- (4) 古紙を適正に保管できる場所を有していること。
- (5) 古紙の積み下ろしができる場所を有していること。

(登録の申請)

第4条 協力店の登録を受けようとする者は、事業系古紙回収協力店登録申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(登録)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、これを登録するものとする。

2 市長は、登録された協力店に対し、旭川市事業系古紙回収協力店登録証（様式第2号）を交付する。

(登録の変更)

第6条 前条により登録を受けた協力店は、所在地等に変更が生じたときは、速やかに事業系古紙回収協力店登録変更届出書（様式第3号）により市長に届出しなければならない。

(協力店の義務)

第7条 協力店は、旭川市事業系古紙回収協力店登録証を事業所に掲示するとともに、古紙の減量・資源化の推進に努めなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する登録基準に該当しないと認められるとき。
- (2) 登録の取消しの申出があったとき。
- (3) 廃業が確認されたとき。
- (4) その他協力店として適当でないと認められたとき。

2 市長は、前項の規定により協力店の認定を取り消したときは、事業系古紙回収協力店取消通知書(様式第4号)により当該事業者へ通知する。

3 前項の通知を受けた事業者は、速やかに旭川市事業系古紙回収協力店登録証を市長へ返還しなければならない。

(市の責務)

第9条 市長は、この登録制度及び協力店の利用について、市内の事業者へ周知を図るものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。